# 

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日

# 目

○福島県事務委任規則の一部を改正する規則

○福島県行政組織規則の一部を改正する規則

○知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する

○職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令訓□・命

○福島県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令

### 規 則

福

則及び知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則をここに 公布する。 福島県事務委任規則の一部を改正する規則、福島県行政組織規則の一部を改正する規

令和五年月二十四日

福島県知事 内 堀

雅 雄

# 福島県規則第二十三号

令和5年3月24日 金曜日

第一条 福島県事務委任規則 改正する。 ( 福島県事務委任規則(昭和四十四年福島県規則第十八号)福島県事務委任規則の一部を改正する規則 の一部を次のように

正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改

改 正 後 改 正 前

## 第三条 (地方振興局長への委任

~四十七

四十八 土壌汚染対策法施行規則 施行に関する次に掲げること。 成十四年環境省令第二十九号) の軍

(1) (3) (略)

(5) る確認 第四十三 一条第四号の規定によ

(6)

四十九 (略)

(保健福祉事務所長への委任)

第六条

一十二 生活困窮者自立支援法 に関する次に掲げること。

ᄪ

(2) (1) 第十八条第一項の規定による

\_ pg pg

(3) 件の提出等の命令及び質問 不正利得の徴収

(4)る報告の徴収 第二十二条第一項及び第三 垣

第七条

二十八 農林水産物及び食品の輸出 という。)の施行に関する次に掲 げること(知事が別に定めるもの 律第五十七号。以下「輸出促進法」 の促進に関する法律(令和元年法

(4)

る確認 第四十三条第三号の規定によ

略)

<u>〜</u> <u>+</u> -(略)

成二十五年法律第百五号)の施行 活困窮者住居確保給付金の支給 第六条第一項の規定による生 伞

る報告の徴収、文書その他の物 第二十一条第一項の規定によ

第二十一条第二項の規定によ

十三 の規定による報告の徴収

(保健所長への委任)

一~二十七 (略)

第三条 (地方振興局長への委任)

~四十七 (略)

四十八 土壌汚染対策法施行規則 (1) (3) 施行に関する次に掲げること。 成十四年環境省令第二十九号) の軍

る確認 第四十三条第三号の規定によ 第四十三条第二号の規定によ

(5)

る確認 略)

(6)

四十九

(保健福祉事務所長への委任)

第六条 <u>-</u>二十 一 (略)

一十二 生活困窮者自立支援法 成二十五年法律第百五号)の施行 (1)に関する次に掲げること。 第五条第一項の規定による生 伞

(3) (2)不正利得の徴収 活困窮者住居確保給付金の支給 第十二条第一項の規定による

(4) の提出等の命令及び質問 報告の徴収、文書その他の物件 第十五条第二項の規定による 第十五条第一項の規定による

(5) 規定による報告の徴収 第十六条第一項及び第二 頭の

報告の徴収

十三

第七条 (保健所長への委任

一~二十七

二十八 農林水産物及び食品の輸出 という。)の施行に関する次に掲 の促進に関する法律(令和元年法 げること(知事が別に定めるもの 律第五十七号。以下「輸出促進法」

(削る)

### に限る。) 第五十三条第二項の規定によ 略)

- (食肉衛生検査所長への委任) る報告徴収、立入調査、質問等 る輸出証明書の発行の取消し 第五十三条第五項の規定によ
- 第九条 略)

### 四 (略)

のに限る。)。 掲げること(知事が別に定めるも 輸出促進法の施行に関する次に

(1) (3) る報告徴収、立入調査、質問等 る輸出証明書の発行の取消し 第五十三条第五項の規定によ 第五十三条第二項の規定によ (略)

- (1) (3) 略)
- る輸出証明書の発行の取消し る報告徴収、立入調査、質問等 第三十八条第二項の規定によ 第三十八条第五項の規定によ

### 第九条 (略)

(食肉衛生検査所長への委任)

略)

掲げること(知事が別に定めるも のに限る。)。 輸出促進法の施行に関する次に

- (1) (3)
- (5)る報告徴収、立入調査、質問等 第三十八条第二項の規定によ 第三十八条第五項の規定によ
- る輸出証明書の発行の取消し

# 第二条 福島県事務委任規則の一部を次のように改正する。

これを削る。 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、 改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲 重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が異なるものは の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その表記部分に係る記載)に二 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他

福

改 正 後 する次に掲げる事務は、福島県立総 年福島県条例第十八号)の施行に関 授業料等に関する条例(昭和四十六 合衛生学院長に委任する。 一 第七条第二項の規定による授業 総合衛生学院長への委任 料の納入期限の延期 第五条第四項の規定による授業 福島県立総合衛生学院の 改 正 前

### 六の二~四十二 (20) (29) (19)

2

(略)

(建設事務所長への委任)

第十六条 一 <u>~</u> 五. 略)

六 建築基準法(昭和二十五年法律 第二百一号)の施行に関する次に 掲げること。

略)

略)

第五十二条第六項第三号の規

定による認定 (略)

第十六条 六 建築基準法(昭和二十五年法律 <u>;</u> 五. (建設事務所長への委任) 第二百一号)の施行に関する次に 略)

(1) (18) 掲げること。

(新設)

六の二~四十二 (19) (28) 略 (略)

略略

### 附 則

する。 この規則中第一条の規定は公布の日から、 第二条の規定は令和五年四月一日から施

(行政経営課)

# 福島県規則第二十四号

# 福島県行政組織規則の一部を改正する規則

第七条第一項の表企画調整部の項中「地域政策課 福島県行政組織規則(平成十五年福島県規則第二十四号) の一部を次のように改正す

地域振興課」

を「地域振興課

会福祉課」に、「地域医療課」を「地域医療課 感染症対策課」に改める くしまぐらし推進課」に改め、同表保健福祉部の項中「社会福祉課 第十一条の表地域づくり総室の項を次のように改める。 福祉監査課」を 社ふ

地域づくり総室

(地域振興課)

- 地域づくりの総合企画及び調整に関すること
- 広域交流の推進に関すること。
- 過疎・中山間地域及び豪雪地域の振興に関すること
- 阿武隈地域、リゾート地域等の振興に関すること。 交通体系の総合企画及び調整に関すること。
- 物流の総合的な推進及び調整に関すること。
- 地産地消の推進に関すること
- (ふくしまぐらし推進課) 移住・定住の総合企画及び調整に関すること。

報

繰り上げ、

三十六

(エネルギー課) 移住・定住の推進に関すること。 電源地域の振興に関すること。 エネルギー対策の総合企画及び調整に関すること エネルギー政策の検討に関すること。 電源立地の調整に関すること。

中「(福祉監査課)」を削り、同表健康衛生総室の項中第十六号から第十八号までを削第十三条の表保健福祉総室の項中「、総合衛生学院」を削り、同表生活福祉総室の項 再生可能エネルギーの導入の推進に関すること。 (医療人材対策室)

こと。 十九 医師及び歯科医師に関すること。」を に改め、 第二十号を第十七号とし、 第二十一号から第二十五号までを三号ずつ 十六 医師及び歯科医師に関する

「二十三 訪問看護事業に関す

(感染症対策課)

訪問看護事業に関すること。」を 二十六 結核の予防に関するこ十五 予防接種に関するこ二十四 感染症の予防及び感

೬ 染症の患者の医療に関すること。 に改め、 第五十号を第五十一号とし、第四十三号

(薬務課)

福

ら第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、 四十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性 三十五年法律第百四十五号)の施行に関す

(薬務課)

ること。 及び安全性の確保等に関する法律 ( 昭 和 を 四十三 医薬品、医療機器等の品質、有 三十五年法律第百四十五号)の施行に

効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 に改め、 に関すること。 第四十一号を第四十二号とし

二十七 肝炎対策に関すること。 二十七 と畜場及び化製場等に関「(食品生活衛生課)

第二十八号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、

すること。 (食品生活衛生課)

一十二条の七を第二十二条の八とし、第二十二条の四から第二十二条の六までを 二十八 と畜場及び化製場等に関すること。」

条ずつ繰り下げ、第二十二条の三の次に次の一条を加える

第二十二条の四 第二十二条から前条までに規定するもののほか、生活環境部に、 らず、当該事務を所掌する職員を指揮監督することとする。 ルに係る施策の推進及び総合調整に関する事務を掌理し、第二十二条の規定にかかわ ボンニュートラル推進監を置き、その職務は、上司の命を受け、カーボンニュートラ (カーボンニュートラル推進監) カー

興課」に改める。 第二十四条の表企画調整部地域づくり総室総括主幹の項中第二十三条を削り、第二十三条の二を第二十三条とする。 「地域政策課」を 地

別表第一の五の表福島県立総合衛生学院の項を削る。

別表第一の八の表福島県相双建設事務所の項中 復二田課・ を 復興祈 道路・ 念公園 二課 用地第 ・海岸 に改

条例第六十九号)第九条第一項の規定による個人情報の保護に関する法律(平成十五年報保護制度の運営」を「福島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年福島県ついての審査請求に対する裁決に係る審議並びに第三十一条第二項の規定による個人情る決定、自己情報の訂正請求に対する決定及び自己情報の利用停止請求に対する決定に 審議及び同条例第九条第二項の規定による実施機関における個人情報の取扱い等」に改 法律第五十七号)第百五号第三項において準用する同条第一項の規定による諮問に係る 六年福島県条例第七十一号)第二十二条第一項の規定による自己情報の開示請求に対す 別表第三の二の表福島県個人情報保護審査会の項中「福島県個人情報保護条例(平成 同表福島県がん対策推進審議会の項の次に次のように加える。

### 委員会 処理者試験 福島県ふぐ 条例第十七号) 福島県ふぐの取扱い等に関する条例(令和五年福島県 第十一条の規定による試験に関すること。

品生活衛

生総室食 保健福祉

に改める

この規則は、 **附 則** 令和五年四 月 日から施行する。 ただし、 別表第三の二の表福島県がん

対策推進審議会の項の次に次のように加える改正規定は、同年六月一日から施行する。 (行政経営課)

# 福島県規則第二十五号

# 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則(平成二十七年福島県規則第五十号)

正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改

第二順位 副知事	順字を欠のようこ定める。十七号)第百五十二条第一項の規定十七号)第百五十二条第一項の規定地方自治法(昭和二十二年法律等	改正後
第二順位 副知事第一順位 副知事	事のより、知事の職務を代理する副知事の定に「十七号)第百五十二条第一項の規定に第六「地方自治法(昭和二十二年法律第六第六	改正前

この規則は、 **附 則** 令和五年四月一日から施行する。

(行政経営課)

## 訓

# 令

福島県訓令第一号

福

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め 出 先 機 関本 庁 機 関

**令和五年三月二十四日** 

### 福島県知事 内 堀 雅 雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 (昭和三十八年福島県訓令第三十四号)

の一部を次のように改正する。 次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに対応する改正後

欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第 二条関係)

別表

正 後

改

別表 第 一条関係

改

正

前

に従事す 支援に関 る職員 する業務 る市町村 対策に係 鳥獣被害 略 岡町小浜 事務所) 五五三番 たば復興 双葉郡富 略 支援に関る市町村 対策に係 すること。 鳥獣被害 略

対策に係

一丁目 一 中 央

る市町村

対策に係

鳥獣被害

双葉郡富

鳥獣被害

略)

略

略

る市町村

る職員 する業務 支援に関 に従事す 略 八五番地 略 支援に関 すること。 略

略

略

略

この訓令は、 **附 則** 令和五年四月一日から施行する。

(行政経営課)

# 福島県訓令第二号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

**令和五年三月二十四日** 

# 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県知事

内

堀

雅

雄

出本

先 庁

機 機

関関

第二条第十一号中「、総合衛生学院」を削る。 福島県事務決裁規程(昭和四十四年福島県訓令第1 号 の一部を次のように改正する。

ンニュートラル推進監」を加える。 第八条第一号の表中「福島イノベーション・コースト構想推進監」の下に「、 カーボ

ラル推進監、環境回復推進監及び」
リア 推進監及び同規則第22条の5」を加え、 別表第一の1の表備考4中「総22%の4」の次に「に焼泣するカーボンニュー 「環境回復推進監」」 「環境回復推進監及び」や「カーボンニュート を 「カーボンニュートラ

を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に、「自己情報」を「保倉を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に、「自己情報保護条例」 ル推進監及び環境回復推進監」」<br/>
」に改める。 「自己情報」を「保有

令和5年3月24日 金曜日 福 島 県 報 号外第16号 5 域医療課の項中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とし、5を削り、別表第二の5の表生活福祉総室の部福祉監査課の項を削り、同表健康衛生総 別表第一の5の表農林事務所長の専決事項の欄、別表第一の6の表農業総合センター□論選」を「宛針蔮入論選」に改める。 医療課医療人材対策室の項中5を削り、 の表出先機関の長の専決事項の欄中「韶島県歯人情報宋講糸例」を「歯人情報の宋謙に 所長の専決事項の欄、別表第一の7の表建設事務所長の専決事項の欄及び別表第一の8 保護条例(平成6年福島県条例第71号)」や「個人情報の保護に関する法律」 ジ 関する法律」に、「自己情報」を「保有個人情報」に改める。 ミ灩氷宮(平成6年商ಀ亜米宮鶏71中)」を「歯人情難の宋灩に題する浜律」に、「由別表第一の4の表保健福祉事務所長及び保健所長の専決事項の欄中「商ಀ斒歯人情難 別表第二の5の表生活福祉総室の部社会福祉課の項に次のように加える。 策課 感染症対 会に係るものに限 る。) の施行に関する次 町村社会福祉協議 款の変更の認可(市 項の規定による定 和26年法律第45号) に掲げること。 社会福祉法(昭 第45条の36第2 0 の施行に関する次 げること。 対する医療に関す び感染症の患者に 行に関する次に掲 る法律(平成10年 規定による臨時の に掲げること。 和23年法律第68号) 法律第114号)の施 予防接種 感染症の予防及 予防接種法 第6条第1項の 第16条の3第 展 保健 赛隼 福祉 同項の次に次の一項を加える。 0 報 Jし、5を削り、同部地域同表健康衛生総室の部地 7 (4) 第16条の3第 (3) 第16条の3第 (11) 第19条第1項 (10) 第18条第4項 (9) 第18条第3項 (2) 第16条の3 (13) 第19条第5項 (12) 第19条第3項 6) 第17条第1項 の規定による勧 の規定による勧 の規定による緊 院の措置 の規定による人 の規定による確 の規定による確 康診断の措置 の規定による健 る書面の交付 6項の規定によ 5項の規定によ る検体の採取 3項の規定によ 認請求の受理 の規定による通 る検査の実施 7項の規定に る書面による通 1項の規定によ 第18条第1項 第17条第2項 第16条の3第 愚 0 0  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 熊 馬

よる書面による	第5項の規定に	する第16条の3	(24) 第23多	Ký	の規定による確	(23) 第22多	院請求の受理	の規定による退	(22) 第22多	知の受理	の規定に	(21) 第22条第 2 項	院の措置	の規定による退	(20) 第22分	郑	による患者の移	(19) 第21分	付与及び通知	見陳述の機会の	の規定による意	(18) 第20名	措置	院期間の延長の	の規定による入	(17) 第20多	措置	急時等の入院の	の規定による緊	(16) 第20多	院の措置	の規定による入	(15) 第20多	扣	の規定による勧	[14] 第20条第1項	措置	過時神の
言による	)規定に	6条の3	第23条で準用		こよる確	第22条第4項	)受理	こよる退	第22条第3項	r <del>m</del>	こよる通	⊱第2項	lII	こよる退	第22条第1項		書の移	第21条の規定	ぎ 通知	)機会の	よる意	第20条第6項		)延長の	イタギュ	第20条第4項		入院の	怒のおこ	第20条第3項	ļ.mļū	イタギュ	第20条第2項		こよる勧	<b>∜第1項</b>		思時等の人院の
				_									_			_			_												_							
				0			0			0			0			0			0				0				0				0			0			0	
																																						_
J	(36)	N	បា		94	3	(34)	97	1	(33)	94	51	(32)	97	3	(31)	01	1	(30)	*	黎	生	9	(29)	94	3	(28)	01	2	(27)	%	1	(26)	ᢞ	第	af.	(25)	ä
の規定による命	第27条第1項	検査の実施	項の規定によ	第26条の4第	検体の採取	項の規定	第26条の4第	合	項の規定	第26条の4第	検査の実施	5項の規定によ	第26条6	収去	項の規定	第26条の3第	命令	項の規定	第26条の3第	求人への通知	移送及び審査請	生労働大臣への	の規定による厚	第25条第4項	処理及7	項の規定	第24条の2第	聴曳	項の規定によ	第24条の2第	申出の受理	項の規定によ	第24条の2第	る書面の	第6項の規定に	る第16%	第23条で準用	週知
きると	第1項	<b></b>	よこは	り4第	採取	せによ	り4第		よこは	り4第	<b></b>	せによ	03第		せによ	03第		よこは	り3第	<b>直知</b>	<b>審</b> 査請	刊 へ の	する厚	育4項	び通知	せによ	り2第		せによ	り2第	野理	せによ	り2第	り交付	規定に	₩ 03	で準用	
					0			0						0			0			0					0			0			0			0				
																																						_
		0									0																											

令和5年3月24日 金曜日

7

福

島

県

報

号外第16号

	第6項の規定に		14
	する第16条の3		$\cup$
	(80) 第49条で進用		(69) 第46条第1項
0	通知	0	の交付
	よる書面による		規定による書面
	第5項の規定に		条の3第6項の
	する第16条の3		で準用する第16
	(79) 第49条で準用		(68) 第45条第 3 項
0	及員	0	による通知
	の規定による確		規定による書面
	(78) 第48条第4項		条の3第5項の
0	院請求の受理		で準用する第16
	の規定による退		67) 第45条第 3 項
	(77) 第48条第3項	0	康診断の措置
0	見の聴取		の規定による健
	の規定による意		(66) 第45条第2項
	(%) 第48条第2項	0	告
0	院の措置		の規定による勧
	の規定による退		(65) 第45条第1項
	(活) 第48条第1項	0	書面の交付
0	の移送		項の規定による
	の所見のある者		第16条の3第6
	による新感染症		9 項で準用する
	(74) 第47条の規定		(64) 第44条の11第
0	付与及び通知	0	書面による通知
	見陳述の機会の		項の規定による
	の規定による意		第16条の3第5
	[73] 第46条第 5 項		9 項で準用する
0	措置		(63) 第44条の11第
	院期間の延長の	0	る検査の実施
	の規定による入		5 項の規定によ
	(72) 第46条第 4 項		(62) 第44条の11第
0	措置	0	る検体の採取
	急時等の入院の		3項の規定によ
	の規定による緊		(61) 第44条の11第
	(71) 第46条第3項	0	る勧告
0	院の措置		1項の規定によ
	の規定による入		(60) 第44条の11第
	[70] 第46条第2項	0	る費用の徴収

報

			1 頃の規定によ
0	規定による通知		施する第35条第
	(110) 第53条の10の		の規定により実
0	費用の徴収		[10] 第50条第1項
	項の規定による	0	の制限及び遮断
	第44条の3第5		規定による交通
	4項で準用する		施する第33条の
	(109) 第50条の2第		の規定により実
0	る協力の求め		[100] 第50条第1項
	2項の規定によ	0	の他の措置
	(108) 第50条の2第		る建物の封鎖そ
0			2項の規定によ
	1 項の規定によ		施する第32条第
	(107) 第50条の2第		の規定により実
0	による掲示		(99) 第50条第1項
	条第4項の規定	0	F
	で準用する第36		りの制限及び禁
	[166] 第50条第6項		る建物への立入
0	付		1項の規定によ
	による書面の交		施する第32条第
	条第2項の規定		の規定により実
	で進用する第36		(%) 第50条第1項
	[165] 第50条第5項	0	給の指示
0	る通知		る生活用水の供
	による書面によ		2項の規定によ
	条第1項の規定		施する第31条第
	で準用する第36		の規定により実
	[14] 第50条第5項		97) 第50条第1項
	の実施	0	
	規定による検査		用等の制限及び
	条の4第5項の		る生活用水の使
	で準用する第26		1項の規定によ
	[103] 第50条第3項		施する第31条第
	の実施		の規定により実
	規定による検査		(%) 第50条第1項
	条の3第5項の	0	の許可
	で準用する第26		規定による埋葬
	[10] 第50条第2項		2 項ただし書の

附

則

この訓令は、 **附 則** 令和五年四月一日から施行する。

中「総16米」を「総17米」に改め、同項9の心中「総17米」を「総18米」に改め、同項13米」を「総14米」に改め、同項9の心中「総14米」を「総15米」に改め、同項9の⑴中「総7米」に改め、同項9の⑴中「総7米」に改め、同項9の⑴中「総7米」に改め、同項9の⑴中「総7米」に改め、同項9の⑴中「総7米」に改め、同項9の⑴中「総7米」に改め、同項9の⑴中「総7米」に改め、同項9の⑴中「総74米」を「総9米」に改め、同項9の⑴中「総74米」を「総18米」を「総18米」に改め、同項9の⑴中 ③中「第23条」を「第30条」に改め、同項1の④中「第25条」を「第33条第3項」に、 26%」に改め、同部河川整備課の項1の②中「辮22%」を「辮29%」に改め、同項1の に改め、同項9の60中「第22%」を「第23%」に改め、同項9の67中「第25%」を「第 9の頃及び44中「第20条」を「第21条」に改め、同項9の55中「第21条」を「第22条」 「承認」を「屈圧の帰嶉」に改め、同項1の⑸中「第36%」を「第49%」に改める。

この訓令は、 令和五年四月一日から施行する。

(行政経営課)

関関

# 福島県訓令第三号

福島県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和五年三月二十四日 出本 先 庁 機機

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県副知事の担任事務に関する規程(平成二十七年福島県訓令第二 福島県副知事の担任事務に関する規程の一部を改正する訓令 一十号) の — 部を

正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を、これに順次対応する改

福

イ ア (略)	三 副知事佐藤宏隆の担任事務二 (略)	エ ウ (略)	イ 復興・ <u>創生</u> に関すること。ア (略)	一 共管事務	第一条 副知事の担任事務は、次に掲(担任事務)	改正後
イ ア (略)	三 副知事井出孝利の担任事務二 (略)	エ ウ (略)	イ 復興・再生に関すること。ア (略)	一 共管事務	第一条 副知事の担任事務は、次に掲(担任事務)	改正前

令和5年3月24日 金曜日

(行政経営課)

リサイクル適性®

再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,560円】 発行者 福 島 印刷所 株式会社 第 印 刷